

イギリス領アメリカ植民地における奴隷法 (1)

青柳 かおり

Slave Law in British Colonial America (1)

AOYAGI, Kaori

大分大学教育学部研究紀要 第40巻第2号

2019年3月 別刷

Reprinted From

RESEARCH BULLETIN OF THE

FACULTY OF EDUCATION

OITA UNIVERSITY

Vol. 40, No.2, March 2019

OITA, JAPAN

イギリス領アメリカ植民地における奴隸法 (1)

青 柳 か お り *

【要 旨】 17 世紀後半以降のイギリス領アメリカ植民地, 特に南部や西インド諸島ではタバコ・砂糖プランテーションで労働させるため, アフリカ系の奴隷が大量に輸入されるようになった。各植民地において奴隷制が確立されるとともに, 奴隷統治に関する法律が制定された。一方, 18 世紀初頭から, イングランド国教会の布教組織「海外福音伝道協会」がアメリカ植民地の異教徒への布教活動を開始し, 奴隷への教育も行われた。しかし, その活動には主人からの反対が強く, 奴隷に読み書きを教えることを法律で禁止する植民地もあったと言われている。これまで, 日本や海外において奴隷法について詳細な研究はあまりなされていないが, 本稿では様々な植民地の奴隷法について法令集を用いて調査し, 一般的な奴隷への刑罰や禁止事項および, キリスト教教育に関わる条項を考察したい。まず, 奴隷制が発達していたバルバドス, ジャマイカ, サウスカロライナ, ジョージアにおける主要な奴隷法を取り上げる。

【キーワード】 イギリス領アメリカ植民地 奴隷 奴隷法 教育 キリスト教徒

はじめに

18 世紀初頭から, イギリスではイングランド国教会の布教団体, 海外福音伝道協会(the Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts, 以下, SPG と略記)によって, アメリカ植民地の異教徒への布教活動が開始された。SPG は特に熱心にアフリカ系奴隷へのキリスト教教育を行っていた。例えば, 学校を建設して白人のみならず奴隷にも英語やキリスト教信仰について教えたのである¹⁾。しかし, 現地のプランターたちの教育への反対は強く, 一部の植民地では奴隷に読み書きを教えることを禁止する法律も制定された。イギリス領植民地では, イギリス本国議会ではなく各植民地議会が法律を制定していた。植民地時代の教育に関するアメリカでの研究においては, サウスカロライナとジョージアの法律で規定された奴隷の読み書きに関する条項について触れられている²⁾。サウスカロライナ, ジョージア両植民地以外

平成 30 年 10 月 15 日受理

*あおやぎ・かおり 大分大学教育学部社会認識教育講座(西洋史)

にも、奴隷に読み書きを教えることを禁止する植民地は存在したのであろうか。奴隷へのキリスト教教育について研究する上で、読み書きに関する法律を調査することは重要であろう。さらに、奴隷制が発達した様々な植民地における奴隷法について、一次史料を用いて全体的な内容を検討し、当時の奴隷の状況も明らかにしたい。なお、先住民、ムラート、メスティーソの奴隷も存在していたが、本稿では奴隷とはアフリカ系（黒人）奴隷を指す。

イギリス領植民地時代のアメリカ南部および西インド諸島において、様々な奴隷法が制定された。しかし、それらを地域、年代ともに網羅的に研究することは困難である。これまでの日本や海外での研究では、初期のヴァージニアの奴隷法が紹介されたり、特定の植民地の法律の一部が言及されることが多く、記述は断片的であった³⁾。本稿ではなるべく多くの植民地の奴隷法を取り上げて、奴隷が置かれた状況を明らかにしたい。

本稿（1）では、奴隷制が発達していたバルバドス、ジャマイカ、サウスカロライナ、ジョージア植民地の奴隷法を取り上げる。さらに（2）ではヴァージニア、メリーランド、ノースカロライナ、および奴隷人口が多かった北部のニューヨーク植民地の奴隷法について検討し、まとめを述べる予定である。植民地全体の奴隷の置かれた状況を確認するとともに、奴隷法が奴隷のキリスト教化に与えた影響についても明らかにしたい。これまでは二次文献において断片的に述べられてきた奴隷法について、一次史料として各植民地の法令集を用いて検討していく⁴⁾。

各植民地の法令集の目次には、制定された年代順に法律のタイトルが掲載されていることが多いため、そのタイトルから奴隷に関する法律を選定した。目次がない場合は、索引で Negro と Slave の項目から奴隷に関する法律を検索した。ただ、目次にタイトルは記載されていても、後年に廃止された法律は内容が記載されていないこともあり、その場合は奴隷法の内容を確認できなかった。また、本稿では奴隷の状況やキリスト教教育に関する条項を中心に、筆者が重要と思われるものを取り上げた。治安官(constable)の活動内容、裁判の手続き、逃亡奴隷を捕まえた者への報酬などは省略し、奴隷にとって重要な条項のみを抜粋して和訳した。

I バルバドス、ジャマイカ

バルバドスは 17 世紀後半に奴隷法が制定され、ヴァージニアと並んで古くから奴隷統治を行っていた植民地である。SPG が宣教師を派遣して学校を建設しており、布教活動が盛んであった。また、現地の大地主所有者であるクリストファ・コドリンソン(Christopher Codrington) が、1710 年にプランテーションと奴隷を SPG に寄進したため、バルバドスには SPG が所有するプランテーションと奴隷が存在していた。

● 1688 年 8 月 8 日可決。黒人を統治するための法律 (An Act for the Governing of Negroes)⁵⁾ (条項番号は記載されていない。)

前文

この植民地のプランテーションと地所は、多数の黒人とそのほかの奴隷(Negro or other slaves)の労働と奉仕がなければ、良く十分に管理され利用され得ない。そのような目的で、この植民地の人々へもたらされた黒人とそのほかの奴隷は、野蛮で未開で残酷な性質であり、そのような彼らは、この植民地の法律、習慣、慣習によって統治されるのにまったく適さない。

それゆえ、この植民地において、そのような憲法、法律、秩序が形成され制定されることが絶対的に必要になってきた。彼らが生来そのような傾向がある無秩序、略奪、非人間性を抑制して、彼らを良く支配し命令するため、・・・国王陛下の臣下の生命、財産を保証し、黒人とそのほかの奴隷をよく養い、彼ら自身の残酷さと傲慢さ、およびそのほかの邪悪な気質の人々や主人から彼らを守るため、以下のように制定する。

・この島の主人、女主人、監督者、家族は彼らの黒人とそのほかの奴隷を、安息日、祝日、そのほかの時に彼らのプランテーションから外出させてはいけない。ただし、そのような黒人とそのほかの奴隷が付き添われ、仕着せを着ている時は除く。そして黒人とそのほかの奴隷は誰も、主人、女主人、または彼らが任命した人物が書いた、戻る時刻を記載した通行証(ticket)がなければ外出することは出来ない。

・この植民地の安全のために、黒人およびそのほかの奴隷が歩き回ることを、特に土曜日の夜、日曜日、そのほかの祝日に集会をすることを抑制する必要がある。そして彼らが棍棒、木製の剣やそのほかの有害で危険な武器を使い、邪悪な計画や目的のために一緒に集まるために呼びかけ、仲間に知らせるためにドラムや警笛、そのほかの大きな音を出す道具を使うことを抑制する必要がある⁶⁾。

・すべての監督者は14日間に一度、奴隷の家に逃亡者や逃亡奴隷、武器がないか調査する。もしあれば武器を燃やす。

・すべての黒人と奴隷はキリスト教徒に暴力をふるったら、一回目は治安官によって厳しいむち打ちを受ける。二回目は厳しいむち打ち、および鼻をそがれ熱い鉄で顔の一部を焼かれる。三回目は総督、評議会の命令によってさらに厳しい刑罰を科せられる。

・この島のすべての奴隷は年に一度、衣服を与えられる。⁷⁾

・殺人、窃盗、家を燃やす、家畜を殺すといった重罪を犯した黒人とそのほかの奴隷は死刑になる。12ペンス未満の物のささいな窃盗であれば、一回目は奴隷に40回を超えないむち打ち、二回目は鼻をそいで熱い鉄で額に焼き印をする。三回目は死刑になる。

・黒人とそのほかの奴隷が反乱を起こしたり、武器を用意したら、死刑またはそのほかの刑罰を受ける。

・単に残酷さから黒人とそのほかの奴隷を故意に殺害した場合、自分の奴隷であれば15ポンドの罰金、他人の奴隷であればその倍の罰金および25ポンドを公的基金へ支払う。

以上

次に、バルバドスと同じく西インド諸島の一部であり、SPGが布教したジャマイカの奴隷法を取り上げる。

● 1696年 奴隷のより良い秩序と統治のための法律 (An Act for the better order and government of slaves) (全49条で前文は記載されていない。)

第1条 誰も奴隷に、通行証を所持するか白人の奉公人の付き添いなしにプランテーションの外に出る許可を与えないこと。その通行証には彼らの氏名、番号、どこからどこへ行くのか場所を記入する。

第2条 奴隷が白人を攻撃したら、二人の判事と三人の自由土地保有者の指示によって罰を受ける。彼らは死刑またはほかの刑罰を主張することが出来る。

第 3 条 奴隷は年に一度、12 月 25 日かその前に衣服を与えられる。

第 6 条 奴隷の主人や所有者は彼のプランテーションで所有している奴隷に、五人毎に 1 エーカーの土地を与えること。1 エーカーを与えない場合、そのたびに 40 シリングを没収される。

第 13 条 すべての主人、女主人、監督者は奴隷の家を 14 日間に一度、武器がないか調査し、見つけたら燃やすこと。盗んだ物が発見された場合、奴隷は死刑になる。

第 16 条 奴隷を盗んだり隠したりしようとした者は 100 ポンドを没収され、実際に奴隷を盗むと重罪となる。

第 17 条 逃亡奴隷をかくまったら、厳しいむち打ちを受ける。

第 26 条 白人を殺害しようとした奴隷は死刑になる。

第 37 条 黒人や奴隷を故意にまたは残酷に殺害した者は、一回目は重罪となるが、聖職裁判特権[聖職者に限らず、初犯では死刑を科されない特権]⁸⁾を受けられる。しかし、二回目はイングラントの法に従い、土地と家屋を没収する。ただし物品と家畜は除く。

第 40 条 キリスト教徒になることによって、奴隷は自由にはならない。

第 45 条 すべての主人、女主人、所有者、彼らが不在の時には奴隷の監督者は、彼らの奴隷にキリスト教宗教の主義において教育するように努めること。それによって、彼らの改宗が容易になるであろう。また、彼らが洗礼にふさわしくなるように最大の努力をすること。そして、適切に出来る限り早く、彼ら全員が洗礼を受けられるようにすべきであり、彼らは神とキリスト教信仰を知覚することができるようになるであろう。⁹⁾

第 49 条 以前の二つの法律を廃止する¹⁰⁾。

1 奴隷をより良く規制するための法律(An Act for better ordering of slaves), 25 Charles II

2 奴隷のより良い統治のための法律(An Act for the better Government of Slaves), 4 James II
以上

ジャマイカの 1696 年の奴隷法で特徴的なことは、罪を犯した奴隷への刑罰だけでなく、第 45 条において、奴隷にキリスト教教育を行い、洗礼を受けるよう主人に命じている点であろう。これはほかの植民地には見られない指示である。当時、イギリス人の間では、洗礼を受けてキリスト教徒になった奴隷は自由になるという概念があったため、奴隷に洗礼を受けさせることに反対する主人が多かった。そのため、異教徒を改宗させることはキリスト教徒にとっての務めであったにもかかわらず、奴隷の改宗はすすまなかった。そのため、洗礼を推奨するとともに、たとえキリスト教徒になっても奴隷は自由にならないという条文が入っていると考えられる。

II サウスカロライナ

ここでは、バルバドスの影響を受けつつ、より詳細な奴隷法を制定したサウスカロライナについてみていく。この植民地も SPG が熱心に奴隷に布教した地域である。1663 年 3 月にカロライナ植民地が設立されたが、1712 年 5 月に北部と南部に分かれ別々の総督が管理するようになった。しかし、サウスカロライナの法令集には 1712 年以前の法律も収録されている。その後、両カロライナは 1719 年に領主制が廃止され 1729 年には王領植民地となった¹¹⁾。本稿では主要な 1690 年、1712 年、1740 年、1743 年の法律を取り上げる。

● 1690年 奴隷をより良く規制するための法律（An Act for the Better Ordering of Slaves）
（全15条で前文は記載されていない。）

第1条 黒人とインディアンの奴隷がプランテーションを出て外出する時は、通行証または一人以上の白人の付き添いが必要である。通行証には奴隷の氏名、人数、どこからどこへ行くのか、戻る時刻を記載する。

奴隷が白人に暴力をふるった場合、一回目は治安官または治安判事によって厳しいむち打ちを受ける。二回目はむち打ちの上、彼らの鼻をそぎ、顔の一部を焼く。三回目は死刑、または二人の判事と三人の自由保有権保有者の決定に従ってほかの刑罰を受ける。

第2条 すべての奴隷に年に一回衣服を与える。キリスト教徒になっても奴隷は自由になれない。

第5条 主人は奴隷の家に武器や銃がないか調査する。

第8条 奴隷が盗難、家を燃やす、家畜を殺すといった犯罪を行うと死刑になる。死刑にまでは値しない場合は体罰を受ける。奴隷が殺人や暴動や反乱を起こしたり、武器を取った場合は死刑になる。容疑者をかくまうと100ポンドを没収される。

第12条 奴隷が逃亡すると、死刑または手足切断の罰を受ける。

第14条 この植民地の主人と女主人、プランテーションの監督者、奴隷所有者は奴隷に土曜日の午後半日の休暇を許可すること。違反すると7シリングを没収される。

以上

● 1712年 黒人と奴隷をより良く規制し統治するための法律（An Act for the Better Ordering and Governing of Negroes and Slaves）（全35条で、1688年のバルバドスの奴隷法と類似している。）

前文

この植民地のプランテーションと地所は、多数の黒人とそのほかの奴隷の労働と奉仕がなければ、良く十分に管理され利用され得ない。そのような目的で、この植民地の人々へもたらされた黒人とそのほかの奴隷は、野蛮で未開で残酷な性質であり、そのような彼らは、この植民地の法律、習慣、慣習によって統治されるのにまったく適さない。それゆえ、この植民地において、そのような憲法、法律、秩序が形成され制定されることは絶対的に必要になってきた。彼らが生来そのような傾向がある無秩序、略奪、非人間性を抑制して、彼らを良く支配し命令するために、そして、またこの植民地の人々と彼らの地所の安全と防衛に貢献するために、以下のように制定する。

第1条 これまで奴隷として連れて来られて売却された、または、これから奴隷として連れて来られ売却されるすべての黒人、ムラート、メスティーツ、インディアンは奴隷であると宣言する。そして、彼らおよび彼らの子供も奴隷であると宣言する。ただし、特別な功績のために、総督とこの植民地の評議会に自由であると宣言された、または宣言されるすべての者は除く。

第2条 奴隷は通行証を所持するか白人と一緒になければ、外出することは出来ない。違反するとむち打ちを受ける。通行証には奴隷の氏名、行先、戻る時間を記載する。主人や女主人の同意なしに通行証を渡した人は20シリングを没収される。奴隷が主人のプランテーションを通っている時、白人は奴隷を打って傷害を与えてもよい。彼らが通行証を見せるのを拒否して

逃亡したり抵抗したりしたら、殺害してもよい。奴隷の家を 14 日に一度、武器、銃、剣、盗品がないか調査する。

第 8 条 移動している時に通行証を所持していない奴隷は死刑になる。

第 9 条 奴隷が窃盗、家を燃やす、家畜を殺すといった犯罪を行うと死刑になる。死刑には値しない場合はほかの罰を受けるが、手足切断や手足を不具にさせることは行わない。

第 10 条 黒人と奴隷がこの植民地でささいな窃盗罪を犯したら、一回目は 40 回を超えないむち打ち、二回目は片方の耳をそぎ、額に焼印を押す、三回目は鼻をそぐ、四回目は死刑とする。

第 12 条 黒人やほかの奴隷がこの植民地の権威や政府に対して、反乱や暴動を準備したり行ったりしたら、死刑になる。彼らをかかまう者は一人につき 50 ポンドを没収される。

第 17 条 白人やキリスト教徒に暴力をふるった奴隷は、一回目はむち打ち、二回目はむち打ちおよび鼻をそぐ、またはむち打ちおよび体の一部に焼印を押す、三回目は死刑になる。

第 19 条 16 歳以上の奴隷が逃亡した場合、一回目は 40 回を超えないむち打ち、二回目は右頬に R の文字¹²⁾の焼印を押す、三回目は 40 回を超えないむち打ちおよび片耳を切断、四回目は男性は死刑になり、女性はむち打ちおよび左頬に R の文字の焼印を押して、片耳を切断する。

第 24 条 奴隷がキリスト教の信仰告白を行えば洗礼を施すことができるが、洗礼を受けても奴隷は自由にはなれない。同じ状態のままであり、主人の彼らへの支配は変わらず、彼らは財産である。

以上

1739 年 9 月 9 日、サウスカロライナでは奴隷がストノ反乱を起こして白人が殺害され、その翌年に新しい法律が制定された。

● 1740 年 5 月 10 日可決。 この植民地において黒人とそのほかの奴隷をより良く規制し統治するための法律 (An Act for the Better Ordering and Governing of Negroes and Other Slaves in This Province) (全 58 条)

前文¹³⁾

国王陛下のアメリカ植民地において奴隷制が導入され許可されており、黒人、インディアン、ムラート、メスティーンと一般的に呼ばれる人々は絶対的奴隷であり、特定の人物の財産であると考えられてきた。奴隷を適切な奴隷状態と服従状態にしておくために、そして、所有者および奴隷の世話と統治を行うそのほかの人々が、彼らに対して過大な厳格さと残酷さを行わないために、そして、この植民地の公的平和と秩序が保持されるために、そのような奴隷に対する彼ら[所有者]の権力の範囲は実定法によって設定され、制限されるべきである。我々は神聖な陛下にそれが制定されるように懇願する。

第 1 条 すべての黒人とインディアン (この政府と友好関係にある自由インディアン、自由黒人、自由ムラート、自由メスティーンは除く)、ムラート、またはメスティーン、その子孫は永久に絶対的奴隷であり、母親の身分に従う。

第 3 条 奴隷は通行証なしに外出することは出来ない。通行証には、チャールズタウン (または、ほかの彼が住んでいる街) から、この奴隷が外出することを許可すること、プランターの氏名、教区名、日数または時間数、外出期間の日付を記載すること。また、通行証には主人またはその奴隷の監督者の署名が必要である。通行証なしで外出すると背中に 20 回を超えない

むち打ちを受ける。

第4条 所有者の意思に反して、奴隸に通行証または資格証明書(Ticket or licence)を与えた者は20ポンドを没収される。

第5条 居住地から外出し通行証を提示することを拒否する奴隸は、合法的に殺害される。

第6条 合法的な理由がなく奴隸を打つ者は40シリングを没収される。

第7条 奴隸の集会は解散させられる。彼らの家は武器や盗品がないか調査される。

第8条 逃亡奴隸を追跡している時に傷害を受けた者は、報酬を与えられる。

第16条 すべての奴隸、自由な黒人、ムラート、インディアン、メスティーソが故意に悪意をもって、米、とうもろこし、そのほかの穀物、または製品に放火したり、ピッチやタール、商品に放火した場合、重罪として死刑になる。

第17条 奴隸が白人を殺害したり、暴動を起こしたり、暴動を試みようとしたり、奴隸に逃亡するよう誘った場合、死刑になる。

第22条 主人は、日曜日に奴隸に労働させると一人につき5ポンドを没収される。

第24条 白人を攻撃した奴隸は一回目、二回目は相当の刑罰を受けるが、死刑や手足切断までは行わない。三回目は死刑になる。

第29条 逃亡奴隸や罪を犯した奴隸をかくまった場合、奴隸は死刑や手足切断にまでは至らない体罰を受ける。自由な黒人、ムラートまたはメスティーソがかくまった場合は初日は10ポンド、その後は一日ごとに20シリングを没収される。

第36条 この植民地の安全のために、黒人およびそのほかの奴隸が歩き回ることを、特に土曜日の夜、日曜日、そのほかの祝日に集会をすることを抑制する必要がある。そして彼らが棍棒、木製の剣やそのほかの有害で危険な武器を使ったり、邪悪な計画や目的のために一緒に集まるために呼びかけ、仲間に知らせるためにドラムや警笛、そのほかの大きな音を出す道具を使うことを抑制する必要がある。

第37条 奴隸に残酷さを行行使することを抑制するため、自分自身または他人の奴隸を故意に殺害した者は700ポンドを没収される。支払えない者はこの植民地のフロンティアの駐屯地へ派遣されるか、チャールズタウンのワークハウスに七年間収容され労働させられる。自分自身または他人の奴隸を突然の激情で殺害した者は350ポンドを没収される。むち打ちをせずに故意に奴隸の舌を切る、目を取る、残酷に熱湯をかける、火をつける、といった場合、そのようなことをした者はすべて100ポンドを没収される。

第38条 奴隸は彼らの主人や監督者から十分な衣服と食糧を与えられる。

第44条 3月25日から9月25日までは、奴隸を24時間のうち15時間を超えて労働させてはならない。9月25日から3月25日までは14時間を超えて労働させてはならない。違反すると5ポンド以上20ポンドを超えない罰金を科せられる。

⇒第45条 奴隸に書き方を教えたり、奴隸が執筆に従事することを黙認したりすることは大いに不都合を伴う。それゆえ、今後、奴隸に書き方を教えたり、書記として雇用するすべてのそのような者は違反するごとに100ポンドを没収される¹⁴⁾。

第46条 プランテーションや入植地では、常に白人が奴隸と一緒にいること。

第49条 逃亡奴隸が処刑される場合、その奴隸の値段が見積もられ、所有者は公的に保障を受けられる。

第51条 最近、ストノとその周辺で多くの奴隸が反乱を起こし、残酷な殺人を行った。彼ら

の多くは殺され、ほかは捕えられて処刑された。住民は危険にさらされ、彼ら自身の安全のために住民はそのような黒人をすぐに処刑せざるをえなかった。反乱を起こした黒人を死刑にすることは合法である。

第 58 条 この法律は次の議会の会期の終わりから三年間有効である。

以上

サウスカロライナの 1740 年の奴隸法は、第 45 条において奴隸に書き方を教えることを禁止している¹⁵⁾。読み書きに関する条項は、これまでアメリカ植民地で制定された奴隸法には含まれていなかったため重要である。当時、学校では読み書きははっきりと区別されており、同時に教えられることはなかった。まず読み方を習ってから書き方を学ぶが、書き方まで学べる者は限られていた。キリスト教教育を行う場合、聖書を読むように読み方を教えることはあったが、書くことはキリスト教教育と関係がない上に、特に白人男性の特権とみなされていたのである¹⁶⁾。奴隸の場合、もしも書き方を教えたなら彼らが通行証を偽造する恐れもあったであろう。おそらく、自由黒人、教育熱心な主人、白人の子供などから、なんらかの方法で文字の書き方を学んだ奴隸の一部が、通行証を偽造して逃亡するケースが増えたために、このように奴隸に書き方を教えることを禁止したのではないかと思われる。

1712 年の法律は厳しい内容であったが、1740 年の法律も同様に厳格で細かい内容になっている。ただし、アンダーラインで示した条項のように奴隸を保護する側面も見られる。前年にストノ反乱が起きており、暴動や逃亡への過酷な刑罰を続けるだけでなく、奴隸の待遇も見直して反乱を抑制しようとしたとも考えられる。

● 1743 年 5 月 7 日可決。 黒人とそのほかの奴隸による暴動とそのほかの邪悪な試みに対する、この植民地のより良い防衛のための、そして「この植民地における黒人とそのほかの奴隸をより良く規制し統治するための法律」と題された、この植民地議会の法律を回復し継続させるための法律 (An Act for the better security of this Province against the insurrections and other wicked attempts of Negroes and other Slaves; and for reviving and continuing an Act of the General Assembly of this Province, entitled “An Act for the better ordering and governing of Negroes and other Slaves in this Province”)

1740 年の法律は三年間の期限があったが、1743 年に回復された。

III ジョージア

次に、サウスカロライナの 1740 年の奴隸法の影響を受けた、ジョージアの奴隸法を検討していく。ジョージアは 1732 年に設立され、当初は奴隸制は認められていなかったが、奴隸制擁護派によって 1750 年に奴隸制が解禁された¹⁷⁾。

● 1755 年 3 月 7 日可決。 黒人と奴隸をより良く規制し統治するための法律 (An Act for the Better Ordering and Governing of Negroes and Slaves) (条項番号は記載されていない。)

前文

国王陛下のアメリカ植民地において奴隸制が導入され許可されており、黒人、インディアン、

ムラート、メスティーソと一般的に呼ばれる人々は絶対的奴隷であり、特定の人物の財産であると考えられてきた。奴隷を適切な奴隷状態と服従状態しておくために、そして、所有者および奴隷の世話と統治を行う他の人々が彼らに対して過大な厳格さと残酷さを行わないために、そして、この地方の公的平和と秩序が保持されるために、そのような奴隷に対する彼ら[所有者]の権力の範囲は実定法によって設定され、制限されるべきである。我々は神聖な陛下にそれが制定されるように懇願する。

- ・すべての黒人とインディアン（この政府と友好関係にある自由インディアン、自由黒人、自由ムラート、自由メスティーソは除く）、ムラート、またはメスティーソ、その子孫は永久に絶対的奴隷であり、母親の身分に従う。
 - ・奴隷は居住している地方のプランテーションから、主人が署名した通行証を持たずに外出してはならない。違反すると、奴隷は背中に 20 回を超えないむち打ちを受ける。主人の同意なしに通行証を渡すと 3 ポンドを没収される。
 - ・白人を襲撃すると、合法的に殺害される。
 - ・重罪であると宣言される犯罪について。奴隷黒人および自由黒人、インディアン、ムラート、メスティーソが故意に他人の財産を盗んだり、穀物を燃やしたり、破壊したりすること。白人を殺害すること。奴隷が逃亡すること。重罪は死刑になる。
 - ・奴隷を突然の激情で殺害すると 50 ポンドを没収される。
 - ・奴隷に十分な衣服と食事を与えない場合、3 ポンドを超えない金額を没収される。
 - ・日曜日に奴隷を労働させると一人につき 10 シリングを没収される。
 - ・奴隷は通行証または資格証明書がないと銃を持ってない。彼らには狩猟のみ許可される。
 - ・所有者は奴隷に十分な衣服、食料を与えること。拒否すると 3 ポンドを超えない罰金を科せられる。
 - ・奴隷を 24 時間のうち 16 時間以上働かせないこと。拒否すると 3 ポンドを超えない罰金を科せられる。
- ⇒・奴隷に書き方を教えたり、執筆に従事することを黙認したりすることは大いに不都合を伴う。それゆえ、今後、奴隷に書き方を教えたり、書記として雇用するすべてのそのような人は違反するごとに 15 ポンドを没収される。

以上

1755 年のジョージアの奴隷法¹⁸⁾は 1740 年のサウスカロライナと同様に、厳格であるけれども奴隷保護の条項が複数入っている。また、奴隷に書き方を教えることを禁止している。

さらにジョージアでは次のような二つの奴隷法が成立した。

● 1765 年 3 月 25 日可決。この植民地における黒人とそのほかの奴隷をより良く規制し統治するため、そして、彼らの主人や雇用者から奴隷を甘言でだまし取ったり奪ったりすることを防ぐための法律（An Act for the Better Ordering and Governing of Negroes and other Slaves in this Province and to prevent the inveigling or carrying away Slaves from their Masters or Employers）（全 52 条）

第 1 条 子供の身分は母親の身分に従う。

第 3 条 奴隷が通行証を所持せずにプランテーションから外出することを禁止する。

第 4 条 通行証なしで外出すると 20 回を超えないむち打ちを受ける。

第 16 条 故意に米、とうもろこし、穀物の倉庫、タール、ピッチ、商品の倉庫を破壊したり、奴隷を盗んだりした場合、重罪であり死刑になる。

第 21 条 奴隷が白人を殺害する、反乱を起こす、逃亡するといった行動をとれば、いずれも死刑となる。

第 27 条 日曜日に奴隷を労働させると、一人につき 10 シリングを没収される。

第 28 条 主人の書いた資格証明書なしで、白人の前で銃を持って狩猟をすることは違法である。

第 29 条 白人を攻撃したら、一回目は死刑や手足切断には及ばない体罰を受ける。二回目は死刑になる。

第 41 条 黒人とそのほかの奴隷が徘徊すること、特に土曜の夜と日曜日、祝日に集会を開くこと、邪悪な目的のために武器、ドラム、警笛、大きい音のする道具を使うことは危険である。そのような場合はむち打ちを科す。

⇒第 46 条 奴隷に書き方を教えたり、執筆に従事することを黙認したりすることは大いに不都合を伴う。それゆえ、今後、奴隷に書き方を教えたり、書記として雇用するすべてのそのような人は違反するごとに 20 ポンドを没収される。

● 1770 年 5 月 10 日可決。 この植民地における黒人とそのほかの奴隷をより良く規制し統治するため、そして、そのような奴隷が犯した犯罪に関する裁判の司法権を確立するため、そして彼らの主人、所有者、雇用者から奴隷を甘言でだまし取ったり奪ったりすることを防ぐための法律 (An act for ordering and governing slaves within this province, and for establishing a jurisdiction for the trial of offences committed by such slaves, and other persons therein mentioned, and to prevent the inveigling, and carrying away slaves from their masters, owners, or employers) (全 50 条)

⇒第 39 条 奴隷に書き方を教えたり、執筆に従事することを黙認したりすることは大いに不都合を伴う。それゆえ、今後、奴隷に書き方または読み方を教えたり、どのような文書であっても書記として雇用するすべてのそのような人は、違反するごとに 20 ポンドを没収される¹⁹⁾。

1770 年の奴隷法は 1765 年の奴隷法と類似しており、ほぼ同内容の事柄が書かれていた。注目すべき点として、1765 年の奴隷法は奴隷に書き方を教えること、1770 年の奴隷法では書き方だけでなく、文書を読むことを教えることも禁止されていることが挙げられる。1770 年のジョージアの奴隷法は、奴隷の読み書き教育に関して最も厳しい法律になっている。書くことが出来なくても聖書は読めるが、読み方を教えることまで禁止されると、奴隷は自身で聖書や宗教的書物を読むことが出来なくなる。

おわりに

17 世紀後半から 18 世紀後半におけるバルバドス、ジャマイカ、サウスカロライナ、ジョージアの様々な奴隷法について、法令集で確認できたものを検討してきた。いずれにおいても、奴隷に対して厳格な刑罰が定められていた。奴隷の行動は制限され、通行証がなければプラン

テーションから外出することは出来なかった。規則に違反したり白人に対して反抗すると、むち打ちや焼印、体罰が科された。また、死刑になるケースもあった。一方で、残酷な主人から奴隷を保護する側面が見られることもあった。キリスト教布教に関しては、奴隷の身分は固定され、洗礼を受けても自由になれないことを規定するものもあった。また、サウスカロライナは奴隷に英語の書き方を、ジョージアは書き方のみならず読み方を教えることを禁止するなど厳格であった。

注

- 1) 18世紀アメリカ植民地におけるSPGの布教活動については、以下を参照。拙稿「18世紀前半におけるイングランド国教会と奴隷制—キリスト教徒奴隷の自由—」『イギリス哲学研究』第37号(2014年), 15-29頁; 拙稿「イギリス領アメリカ植民地における奴隷制とイングランド国教会—海外福音伝道協会年次記念大会の説教を中心に—」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第37巻第1号(2015年), 89-103頁; 拙稿「イギリス領アメリカ植民地における奴隷の改宗」『エックラシス—ヨーロッパ文化研究—』第6号(2016年), 112-128頁。
- 2) E. Jennifer Monaghan, “Reading for the Enslaved, Writing for the Free: Reflections on Liberty and Literacy,” *Proceedings of the American Antiquarian Society*, 108-2 (1998): 309-341; Alan Watson, *Slave Law in the Americas*, U of Georgia Press, Athens, Georgia, 1989.
- 3) 池本氏は西インド諸島の奴隷法を概観して、1661年のバルバドスの奴隷法が最古のものであると述べている。池本幸三「イギリス領西インドの奴隷法について」『同志社アメリカ研究』12(1976年), 83頁。しかし、筆者が参照したバルバドスの法令集において1661年の奴隷法は確認できなかった。樺氏の研究はヴァージニア植民地の奴隷法について詳しい。樺博行「アメリカにおける奴隷制度とその変遷—植民地奴隷制の形成とその根拠—」『人間学研究』(京都文教大学)6(2005年), 3-4頁。
- 4) *Acts of Assembly, Passed in the Island of Barbados, from 1648 to 1718*, London, 1721; *Acts of Assembly, Passed in the Island of Jamaica, from 1681 to 1737, Inclusive*, London, 1743; David J. McCord ed., *The Statutes at Large of South Carolina*, vol. 7, Columbia, SC: A. S. Johnston, 1840; *The Public Laws of the State of South Carolina*, Philadelphia, 1790; Allen D. Candler ed., *The Colonial Records of the State of Georgia, Statutes Enacted by the Royal Legislature of Georgia from Its First Session in 1754-1768*, vols. 18, 19, (vol. 18, 1754-1768; vol. 19 pt.1, 1768-1773, pt.2, 1774-1805), Atlanta: Chas P. Byrd, 1910; William Waller Henning ed., *The Statutes at Large: Being a Collection of All the Laws of Virginia, from the First Session of the Legislature, in the year 1619*, 2nd ed., 13 vols., (vol. 1 1619-1660, vol. 2 1660-1682, vol. 3 1686-1710, vol. 4 1711-1738, vol. 5 1739-48; vol. 6 1748-55, vol. 7 1756-63; vol. 8 1764-73; vol. 9 1774-78), Richmond: Franklin Press, 1819-1823; *Laws of Maryland at Large, with Proper Indexes...*, Annapolis, 1765; *The Public Acts of the General Assembly of North Carolina*, vol. 1 (1715-1803), Newbern: Martin & Ogden, 1804; *A Collection of All the Public Acts of Assembly, of the Province of North Carolina...1715-1752*, Newbern, 1752; Charles Zebina Lincoln, William H. Johnson, and A. Judd Northrup eds., *The Colonial Laws of New York from the Year 1664 to the Revolution*, 5 vols., vol. 1(1664-1719), Albany: James B. Lyon, 1894; *Acts of Assembly Passed in the Province of New York, from 1691 to 1725*, New York, 1726.
- 5) この法律における前文や一部の条項とほぼ同様の文章が、1712年のサウスカロライナの奴隷法でも用いられており、バルバドスがサウスカロライナに影響を与えていたと思われる。筆者が入手したバルバドスの法令集では1648年以降の法律が収録されていたが、最初に奴隷法(*An Act for the Better Ordering and Government of Negroes*)が確認できたのは1666年である。しかし、

これは「1688年の奴隸法によって廃止された」と記載されているだけで、内容は記載されていない。バルバドスの一番古い奴隸法として1688年の法律が確認できた。

- 6) 1740年のサウスカロライナの奴隸法第36条と同内容である。
- 7) 奴隸を保護する内容の条文にはアンダーラインを引いた。
- 8) [] は青柳の補いである。
- 9) 第40条、第45条の原文は以下の通りである。

40th That no slave shall be free by becoming a Christian.

45th Slaves to be instructed in the Christian Religion, & c. And be it enacted by the Authority aforesaid, That all Masters and Mistresses, Owners, or, in their Absence, Overseers of Slaves, shall, as much as in them lies, endeavor the Instruction of their Slaves in the Principles of the Christian Religion, whereby to facilitate their Conversion, and shall do their utmost Endeavour to fit them for Baptism, and as soon as conveniently they can, shall cause to be baptized all such as they can make sensible of a Deity, and the Christian Faith.
- 10) 25 Charles II とはチャールズ二世の治世25年目にあたる1673年を、4 James II とはジェームズ二世の治世四年目にあたる1688年を指す。ピューリタン革命後、王政復古によってチャールズ二世は1660年に即位したが、法令集ではチャールズ一世が処刑された1649年にチャールズ二世の治世一年目が開始されたと考えられている。そのため、法令集においてチャールズ二世の治世25年目は1673年に当たる。筆者が入手したジャマイカの法令集は1681年以降の法律を収録していたため、1673年の法律の内容を確認できなかった。また、1688年の法律は掲載されていない。
- 11) 田中秀夫「アメリカ植民地の形成と独立革命—大ブリテン史の文脈から—」『経済論叢』（京都大学）第186巻第2号（2013年）、52頁。
- 12) Runaway の R だと思われる。
- 13) 前文が1712年のものとは変化した。この1740年の前文が1755年のジョージアの奴隸法に使用される。ジョージアはサウスカロライナの影響を受けていたと考えられる。
- 14) 原文は以下の通りである。And Whereas the having of Slaves taught to write or suffering then to be employed in Writing may be attended with great Inconveniencys. Be it therefore Enacted by the authority aforesaid that all and every person and persons whatsoever who shall hereafter teach or Cause any Slave or Slaves to be taught to write or shall use or employ any Slave or Slaves as a Scribe in any manner of writing whatsoever hereafter taught to write every such person and persons shall for every such Offence forfeit the Sum of one hundred pounds current money.
- 15) アメリカ独立後であるが、サウスカロライナでは1834年に、奴隸に読み書き両方を教えることを禁止する条項を含む奴隸法が制定される。Watson, p. 71.
 - 奴隸と自由有色人種との関係における法を修正する法律 (An Act to Amend the Laws in Relation to Slaves and Free Persons of Color)

第1条 Penalty for teaching a slave to read or write 今後、奴隸に読み方や書き方を教える者、奴隸に読み方や書き方を教えることを助ける者は、自由白人であれば、違反するごとに100ポンドを超えない罰金および六か月を超えない投獄を科せられる。自由有色人種であれば、50回を超えないむち打ちおよび50ポンドを超えない罰金を科せられる。奴隸であれば、50回を超えないむち打ちを受ける。情報提供者は罰金の半額を受け取り、合法的な証人となる。もしも自由有色人種または奴隸が、奴隸や自由有色人種に読み方や書き方を教えるために、学校やその他の教育のための場所に定期的に行った場合、前述と同様の罰金、投獄、体罰を受ける。
- 16) Monaghan, pp. 311-317.
- 17) 西出敬一「ジョージア植民地の創設と黒人奴隸制—「ジェームズ・オグルソープの実験」—」『札幌学院大学人文学紀要』第59号（1996年）、1-19頁。

- 18) ワトソンやモナハンによれば、サウスカロライナの奴隷法はほかの植民地の法律のモデルとなり、例えば 1755 年のジョージアの法律に影響を与えたという。Watson, p. 69; Monaghan, p. 136. ただし、ほかの植民地はそれぞれ独自の奴隷法を制定しており、必ずしもサウスカロライナと同じではないと思われた。また、たしかにジョージアはサウスカロライナの奴隷法の一部をモデルにしたが、異なる部分もあった。
- 19) 後半の原文は以下の通りである。Be it therefore Enacted by the authority aforesaid that all and every person and persons whatsoever who shall hereafter teach or cause any Slave or Slaves to be taught to write or read writing, or shall use or employ any Slave or Slaves as a Scribe in any manner of writing whatsoever hereafter taught to write every such person and persons shall for every such Offence forfeit the Sum of twenty pounds Sterling.

Slave Law in British Colonial America (1)

AOYAGI, Kaori

Abstract

In the Seventeenth and Eighteenth centuries, slave acts were enacted in each British American colony. In this paper, the acts for governing slaves in colonies of Barbados, Jamaica, South Carolina, and Georgia were examined. Slaves were severely ordered and governed by slave law. They could not go out of their plantation without tickets from their master or mistress. As running away was prohibited, any slaves against slave law were physically punished. In case of attempting rebellion, they shall be given sentence of death. In the slave law in Jamaica and South Carolina, it is declared that baptism does not alter the condition of slavery. Although some slaves were instructed in the Christian religion and converted, baptism of slaves does not exempt them from bondage. Moreover, South Carolina's slave act in 1740 prohibited anyone from teaching his slaves to write, and Georgian slave act in 1770 outlawed the teaching of slaves to write and read writing.

【 Key words 】 British Colonial America, Slave, Slave Law, Instruction, Christian